

第23回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月26日(月)午前9時30分から午前10時10分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(19名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、3番 黒澤 一利、4番 寒河江 利廣、5番 鈴木 秀男、
6番 米野 則雄、8番 須貝 寿裕、9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、
11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、
15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、17番 江袋 實、18番 星野 廣志、
19番 新野 庄右エ門

(欠席委員:2番 井上 要一、7番 新野 勝廣、20番 牛谷 清海)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第30号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 報告第31号 非農地証明の結果報告について

第 6 議 第102号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議 第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第105号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 10 議 第106号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について

第 11 議 第107号 農地の権利取得後における下限面積基準の見直しについて

第 12 議 第108号 川西町農地移動適正化あっせん基準の及び一部改正について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄、

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 登坂賢治

皆様、おはようございます。大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。秋の収穫もほぼ終了し、調整、出荷も後半戦となっています。そばや大豆の収穫も始まっておりまして皆様にはまだまだお忙しいと存じます。米価につきましても若干の回復はあったものの、まだまだ安心できる価格にはなっておりません。TPPの合意などもありまして、今後どのような影響がでてくるのかが見えない状況でもあります。農業委員会としてできる限り目を光らせていかなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。本日も慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第23回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名であります。欠席届のあった委員は2番井上要一委員、7番新野勝廣委員、20番牛谷清海委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。1番平 知恵子委員、3番黒澤一利委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 登坂賢治

日程第4、報告第30号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第30号、平成27年10月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。不調1件、田 16,789 m²です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第5、報告第31号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

4ページです。報告第31号 非農地証明の結果報告について。

(別紙、朗読により説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第6、議第102号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

6ページをご覧ください。議第102号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は1件です。

(議第102号1番について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第7、議第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の番号1番は議席番号6番 米野則雄委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 登坂賢治

それでは審議を行うので、議席6番 米野則雄委員については、室外に退席願います。

(米野則雄委員退席)

議長 登坂賢治

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

7ページをご覧ください。議第103号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第103号1番について朗読により説明)

なお、本件については、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について、14番 加藤敏之委員より報告願います。

14番 加藤敏之委員

番号1番について、10月21日現地調査をしてまいりました。本案件は、農地所有者の破産に伴う財産処分のため所有権を移転するものです。また、譲受人は規模拡大により農地を取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。対価については、破産管財人と譲受人との間で協議を重ね、検討した経過等を踏まえ、総額●●万円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

番号1番について担当委員及び事務局の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

米野則雄委員の復席を求めます。

議長 登坂賢治

日程第8、議第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

8ページをご覧ください。議第104号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第104号1番から2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番及び番号2番の件について、21番大沼藤一委員より報告願います。

21番 大沼 藤一委員

番号1番について、10月23日現地調査をしてまいりました。今回の申請は、祖父の死亡に伴い、農業者年金を受給している父が農地の相続を受けたため、親子間で農地の使用貸借をするものです。作付計画も今まで通りとのことであり、問題はないと思われます。周辺の農地への

影響はないと思われます。

番号2番について、10月23日現地確認をしてまいりました。今回の申請は、農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借権の再設定をするものであります。作付計画も今まで通りとのものであり、問題はないと思われます。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第9、議第105号、農地法第5条の規定による許可申請(所有権の移転)に対する意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

10ページをご覧ください。議第105号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にとまなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第105号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は平成28年4月より着工し、平成28年8月末日で完了する計画です。農地区分は都市計画区域法で定められた第1種住居地域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途が定められた第3種農地と判断されます。申請地に一般住宅を建築するもので、面積284㎡は妥当と判断します。資金については、借入れて賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、19番 新野庄右エ門委員より報告願います。

19番 新野庄右エ門委員

番号1番について、平成27年10月15日、登坂賢治委員、井上要一委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、上小松東陽寺前地内にあり、ひだまりの丘ニュータウンに隣接する都市計画区域内の畑であります。本申請は、一般住宅建設を目的とした所有権移転による転用です。周辺の

農地への影響はないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

6番 米野則雄委員

この案件は、以前アパート建設予定で農地転用申請された隣の農地ということですか。

農地主査 前山律雄

場所については、以前アパート建設の申請があった北側の農地になります。地目については、所有者が田から畑に地目を変更し、土地改良区の決済金の支払いも完了している土地です。

議長 登坂賢治

他に質問、意見はありませんか。他にないようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第10、議第106号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

11ページです。議第106号農地中間管理機構による農用地の買入の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転の申出を下記のとおり受理したので、同法第16条第1項の規定により買入協議の通知をするよう川西町長に要請することの可否を諮るため委員会に付議する。

(議第106号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について申出の内容で、川西町長に買入協議の通知をするよう要

請することに賛成の委員の挙手を求めます。（全員賛成）

全員賛成と認めます。よって、本件について申出の内容のとおり、買入協議の通知をするよう川西町長に要請することといたします。

議長 登坂賢治

日程第11、議第107号 農地の権利取得後における下限面積基準の見直しについてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

12ページです。議第107号 農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準を行った結果、当面は本町全域の下限面積を従来と同じ50アールにしたいので審議を求めます。

（議第107号について朗読により説明）

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

（質問なし）

お諮りいたします。本件について、本町全域の下限面積を従来と同じ50アールとすることに賛成の委員の挙手を求めます。（全員賛成）

全員賛成と認めます。よって、本件について本町全域の下限面積を50アールとすることに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第12、議第108号 川西町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

14ページです。議第108号 川西町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について。農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく、川西町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、農業委員会の決定を求めます。

（議第108号について朗読により説明）

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、説明内容のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本件について説明の内容で決定いたします。

議長 登坂賢治

これもちまして、第23回川西町農業委員会総会を閉会いたします。